



ゆう&あい

4月号
平成24年
3月24日発行

優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛

播磨町ボランティアセンター・播磨町善意銀行

発行所：社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会 TEL079(435)1712

ふれあい・いきいきサロン 連絡協議会を開催しました



去る3月10日(土)、播磨町健康いきいきセンターにおいて、サロンを実施する自治会の会長さんや運営責任者の方にお集まりいただき、連絡協議会を開催しました。

今回も昨年と同じように近隣の自治会同士を集めた7つのグループに分かれ、お話をする時間を持たせていただきました。



どこのグループもサロン活動の現状や課題、方策の検討など、活発に議論され、お話は尽きない様子でした。

最後に少しだけ全体で共有するお時間を頂きましたが、その中で、毎回のメニューに困っているという課題に対して、「サロンに来てもらうことが目的で、メニューにとらわれすぎず、来た人みんなが主役のサロン作りを…」というお声が印象的で、サロンの目的に立ち返る機会を頂きました。

「ふれあい・いきいきサロン」とは、自治会を単位として、地域住民のふれあいの中で、孤独感の解消・心身機能の維持向上を図り、住民が福祉活動に参加し、自らの手で住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的とした事業です。平成13年度から呼びかけを始め、11年が経過した現在は町内34の自治会で取り組まれています。

社会福祉協議会 職員の募集

播磨町デイサービスセンター パート職員募集

- ▶職 種 介護職員
- ▶募集人数 若干名
- ▶給与等 当会の規程に基づく
- ▶条 件 在宅福祉に関心があり、高齢者および障害者福祉に熱意を持って取り組んでいただける方。介護福祉士資格またはヘルパー2級資格を所持している方。
- ▶職務内容 デイサービスセンターを利用する高齢者や障害者の方に対し、①利用者の介護 ②利用者の送迎 ③その他、デイサービスを運営する上で必要な業務
- ▶営業日及び勤務時間
月曜日～土曜日 ①9:00～16:00
②9:30～16:30
(昼に2交代での1時間の休憩あり)実働6時間
- ▶申 込 履歴書に修了書あるいは資格証の写しを添えて社会福祉協議会事務局まで提出してください。

▶問合せ・申込み

播磨町社会福祉協議会 事務局
TEL079-435-1712

ホームヘルパーステーション パート職員募集

- ▶職 種 ホームヘルパー
- ▶募集人数 若干名
- ▶給与等 当会の規程に基づく
- ▶条 件 在宅福祉に関心があり、高齢者および障害者福祉に熱意を持って取り組んでいただける方で、ホームヘルパー養成研修2級以上修了または介護福祉士資格を有する方
- ▶職務内容 介護保険法および障害者自立支援法による訪問介護事業における高齢者・障害者の方への生活援助・身体介護等のサービス提供
- ▶営業日及び勤務時間
日曜日～土曜日の7時30分～21時
※出勤日時及び勤務時間については、月単位の勤務表に基づく。
※出勤日(曜日)および時間についてはご相談ください。
- ▶申 込 履歴書に修了書あるいは資格証の写しを添えて社会福祉協議会事務局まで提出してください。

伝言板

このページに関する問合せは
播磨町社会福祉協議会
TEL.079-435-1712

心配ごと相談

秘密厳守

日時 毎週火曜日
13時～16時
場所 福祉しあわせセンター

◎法律相談をご希望の方は、事前に心配ごと相談をお受けください。

法律相談

弁護士により
第1火曜日に実施しています。

成年後見制度のご相談も
お受けします。

知的障害者(児)相談

日時 4月14日(土)10時～11時30分
場所 播磨町福祉会館

おもちゃルーム “きらきら”

いっっぱいのおもちゃで遊ぼう
4月の開設日

日時 4月5日(木)・21日(土)
10時～12時
場所 播磨町福祉会館

おしゃべり広場

お友だちづくりや子育ての情報交換をする場所です。
お気軽にお越しください。

日時 毎週月曜日 10時～12時
場所 福祉会館
対象 おおむね0歳児とその保護者

子育て相談

日時 4月23日(月)
13時30分～16時
場所 福祉しあわせセンター

主任児童委員が
ご相談をお受けします。

福祉相談

日時 4月4日・11日・
18日・25日(水曜日)
13時30分～16時
場所 福祉しあわせセンター
民生委員・児童委員が
ご相談をお受けします。

困りごと相談

秘密厳守

日時 4月12日・26日(木)
13時～15時
場所 福祉しあわせセンター
播磨町人権擁護委員が
ご相談をお受けします。

認知症家族の会

日時 4月14日(土)
13時30分～15時30分
場所 福祉しあわせセンター 3階
参加費 100円

みんなで楽しく
おしゃべりしましょう♪

ボランティア募集!!

◎運転ボランティア

高齢者のお宅へお弁当を届ける為に運転して下さる方を募集しています。

日時 月1回～2回程度(木曜日)
午後3時20分から午後5時前後まで

◎添乗ボランティア

高齢者のお宅へお弁当を届けて下さる方を募集しています。

日時 月1回～2回程度(木曜日)
午後3時20分から午後5時前後まで

問い合わせ・申し込み

播磨町社会福祉協議会
TEL (079) 435-1712



“たいよう”の会員を募集しています

播磨町聴覚障害者部会たいようでは、新しい仲間を募集中! 「まずは見学を…」という方も可。4月はみんなでクッキング♪

<次回開催日> 4月14日(土) 10時～
<場所> 南部コミュニティセンター調理室
<メニュー> さばのみそ煮、レンコンまんじゅう、あさり汁、豆ご飯、いちご大福
<参加費> 実費1,000円程度
<申込み・お問い合わせ> 下記まで、住所・氏名・ご連絡先を、FAX及び電話にてご連絡下さい。

播磨町社会福祉協議会(担当: 安川)
FAX(079)436-5610 TEL(079)435-1712

「播磨町聴覚障害者部会たいよう」とは…
町内在住の、聴覚に障害のある方や難聴の方が月に1回程度集まって、お茶を飲みながら楽しく話をする会を開いています。

第17回福祉大会開催のお知らせ

<日時> 平成24年4月29日(祝) 9:00～
<場所> 播磨町大中遺跡
手話や要約筆記、点字の体験コーナーを設けます。子どもから大人まで、ご家族やお友達と一緒にご参加下さい。
※第28回播磨町健康福祉フェア内で実施いたします。

寄付者ご芳名

(所得税法第78条第2項第3号該当 法人税法第37条第2項及び第3項第3号該当)

あたたかい善意ありがとうございました。

(平成24年2月10日～平成24年3月9日)

法人税法第37条第2項及び第3項第3号該当

●福祉のために

| (個人の部) | | (敬称略) |
|--------|----|--------|
| 地区名 | 氏名 | 金額 |
| 大中東 | 匿名 | 5,000円 |
| 古宮第3 | 匿名 | 2,000円 |
| 宮西 | 匿名 | 4,000円 |

(団体の部)

| 団体名 | 金額 |
|--------------------|---------|
| 神戸きさらぎ会 | 3,000円 |
| 大阪ガス(株) 小さな灯運動兵庫支部 | 20,000円 |
| 播磨町軟式野球協会 | 22,507円 |

●供養

| 地区名 | 氏名 | 金額 |
|-----|----|-----------|
| 本荘東 | 匿名 | 名 亡 夫 供 養 |

●今月の払出状況

| | |
|---------------|---------|
| 子どものいない老人誕生祝い | 18,000円 |
| 要援護世帯米代 | 3,280円 |

善意銀行だより



大阪ガス(株)小さな灯運動兵庫支部より、社員等の皆さんが購入したカレンダーの売上金の一部を、播磨町の福祉活動にとお届けいただきました。

平成24年、4月から介護保険法等が改正されます。

改正のポイント

I 改正の趣旨

介護保険制度は、開始から10年でサービス利用者数が約3倍となり、高齢者の暮らしを支える制度として定着しています。一方、高齢化の進行に伴い、医療の必要性が高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加への対応、介護を担う人材の確保等が重要な課題となっています。

このような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する体制の構築が必要です。このため、所要の改正が行われることとなりました。

II 新たなサービスの創設

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護、看護
定期的な巡回訪問、または随時通報を受けて行う介護、看護
- ② 複合型サービス
小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、一体的に提供することが効果的な場合に複数のサービスを組み合わせ提供するもの

III 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の創設

- 市町村の実情に応じて、①～③を総合的に実施するものです。
- ① 予防サービス(身体介護、生活援助、機能訓練、健康状態確認、相談助言など)
 - ② 生活支援サービス(配食、安否確認、緊急時対応、その他介護予防・日常生活支援に資するサービス※)
 - ③ 介護予防ケアマネジメント
※その他介護予防・日常生活支援に資するサービスについては、地域における互助、NPO、ボランティア等の活用が位置づけられています。

IV 成年後見等に係る体制の整備等

市町村は、後見等の業務を行う人材の育成及び活用を図るよう努めるものとされました。

V 介護療養型医療施設の転換期限の延長

当該施設の指定は平成30年3月31日まで有効期間が延長されました。

VI 介護福祉士等による、たん吸引等の実施

介護福祉士及び介護の業務に従事する者のうち、一定の者には医師の指示の下に、たん吸引を業務として行うことが認められるようになりました。

☆介護報酬改定、介護保険料の見直しは3年に1度行われます。
今回の改定は、平成24年度から平成26年度までの3カ年に適用されます。

播磨町地域包括支援センター

ほろほろの便り

過日、認知症サポーターフォローアップ研修を開催しました。
現在、播磨町には262名のサポーターの方がいらっしゃいます。
認知症サポーターとは、「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。いわば、認知症の人への応援者です。
認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるものです。
研修の講師である榎林医師によると
① 脳や身体の病気が原因
② 記憶や判断などの障害
③ 一旦獲得された知能の障害
④ それまで出来ていた社会生活が送れなくなる
⑤ 持続性がある
という状態です。
様々な種類の認知症があり、中には治療により治るものもあります。
あれっ!?!と思ったり、専門医による診察を受け、認知症なのか身体の病気なのかを確認し、早めの治療をお勧めします。
現在、85歳以上では、4人に1人が認知症だといわれ、その数は今後20年で倍増すると予想されています。家族が…、友人が…、気づいたときには認知症だったということが起こるかもしれません。他人事として無関心でいるのではなく、自分たちの問題であるという認識が大切です。

(真)